

似て非なるもの、「Contract」と「契約」

小松 啓一郎 (こまつ けいいちろう) コマツ・リサーチ・アンド・アドバイザー 代表



- 政府系金融機関(当時) 商工中金に10年間勤務。中小企業向け金融業務(東京) および為替トレーダー(米国ニューヨーク・ウォール街)等に従事。
- 1990年英国オックスフォード大学・政治経済学部にて学士入学。
- '91年同大学大学院進級。同大学・東洋学研究所「日本経済」担当非常勤講師。
- '94年同大学大学院にてD.Phil.(博士号)取得(政治学・国際関係論)。世界銀行・海外民間投資促進コンサルタント、英国通商産業省・上級貿易アドバイザー(ジェットロ長期専門家スキームにより派遣)、英国海外貿易総省・上級貿易アドバイザー(同)
- 2008年マダガスカル共和国大統領・特別顧問に就任。マダガスカルでクーデター発生後の主要業務は経済開発から正当政権復帰のための外交活動にシフト。5年ぶりの同国民主選挙によって本年(2014年)に新共和国大統領が誕生したため業務内容について協議中。
- その他、FGPE(地球環境平和財団) 欧州・中東・アフリカ代表。英国王立国際問題研究所会員、英国国際戦略研究所会員、オックスフォード大学国際問題研究センター会員、ケンブリッジ大学日英協会会員、成城大学経済研究所研究員、米国カータス社やブルーデンシャル社、ベルリッツ社等で異文化間ビジネス研修教官を兼務。2005年3月、在英コマツ・リサーチ・アンド・アドバイザー(Komatsu Research & Advisory)設立。

筆者は東京生まれであるが、父の西ドイツ赴任により、満1歳から5歳まで首都ボンで過ごすことになった。幼稚園も地元のキンダーガルテンに通い、一歩家の外に出るとドイツ語に接する機会しか無かったため、帰国時はまだ殆ど日本語を知らなかった。

6歳から日本の小学校に入ったものの、宿題が出て先生言葉が分からないから何も出来ず、叱られても何を叱られているのかが分からない。しまいには廊下に立たされ、先生からの「戻ってよし」も理解できず、いつまでも廊下に立っていた思い出がある。

日本語を覚えようとしていた頃、この「新しい言葉」が部分的にはドイツ語と似て見えるところもあって、どこがどういう風に違うのか、はっきりと把握できなかった。例えば、英語の「ネーム(name)」という単語はドイツ語でも同じ綴りであるが、発音は「ナーメ(name)」と言う。この「ナーメ」は日本語で同じ意味の「ナマエ(名前)」ともかなり似通っているように思えた。このような事例に時々出会っていた5、6歳当時の筆者にとっては、それぞれの言語が別体系のものだと俄かに理解するのは難しかった。日本語を自由に使えるようになったのは、小学校3、4年生の頃と記憶している。

その後の学校教育は全て日本国内で受け、社会人になってからも政府系金融機関で国内勤務に就いていた。しかし、その後にはニューヨーク赴任の機会を得たため、今度はビジネス実務の観点から日独間ならぬ日米間での「新鮮」なカルチャー・ショックに直面することになった。さらに一念発起して英国の大学院で学んだ後は、一貫して当地でビジネスに携わっている。

このような事情から、筆者は社会人としても異文化間の誤解や摩擦に日々直面し、その度に彼我の違いを痛感させられ

ている。今回は、ビジネスの場面で遭遇する「Contract」と「契約」について日頃考えていることを紹介したい。

英語の「Contract」と日本語の「契約」は辞書的にこそ同じ意味であっても、実際にはかなり異なるニュアンスを含んでいる。

そもそも、日本語の「契約」という言葉は、古代中国の『論語』(つまり儒教思想)にある「礼楽」(れいがく)という言葉と密接な関係にあるとの説がある。辞書に見る「礼楽」は、一般的に「社会秩序を定める礼と、人心を感化する楽」とされ、転じて「文化」を意味することもあるという。



ドイツ再訪(1992年) - ボン市庁舎前

日本人のセンスとして、「契約」を結ぶということは、単にそこに書かれている取引条件に合意するだけでなく、「お互いに礼節を尽くし、双方の立場を理解・尊重しつつ、理想的な取引関係をつくらう」という趣旨が含まれていることになる。これに対し、英語でいう「Contract」とは、トラブル回避・解決のためにも「お互いにごう行動するかは Contract に書いてあることだけに割り切ろう」という伝統から来ている商慣習で、「契約」とは似て非なるものといえる。

筆者のニューヨーク赴任当時の例であるが、「銀行取引約定書」を巡る面白い事象があった。この約定書は銀行が融資先と交わす契約書で、全国銀行協会が昭和37年に雛形を制定して以来、各行共通で使用していた(現在は「参考例」のみ提示)。この雛形に取引企業名・金額・期間・個別条件を加え、通常は2、3枚程度の約定書が出来上がる。これに対し、米国側の商慣習では、取引ごとに専門弁護士に依頼し、100枚以上もの長大な契約書も当たり前であった。

米国人ビジネスマンの間では、短い契約文だけで済ませて詳細な行動規定を設けようとする日本人の姿勢そのものに「いざという時の責任逃れ」の意図も含まれているのではないかと懸念する向きさえあった。米国流の商慣習なら、「書かれていないことまでは責任をもって行動しなくてもいい」と解釈できるからである。

他方、海外進出を目指す日系中小企業にとっては、米系企業から提示される100枚以上の英文契約書を辞書と首っ引きで読むだけでも非常に気の滅入る作業となる。しかも、その英文契約書では様々な義務不履行を想定して「罰則は〇〇」と延々と述べられているため、違和感や不快感を募らせてしまう企業人も多々見られた。

不満の鬱積した日本人ビジネスマンの中には、「人」と「言」を組み合わせて「信」であり、「信」じる「者」が「儲」けになると、漢字の成り立ちを指摘する向きもある。つまり、相手側の言うことを信じ合うことが合弁事業で儲けを生むコツだから、「お互いに信じ合うことすらできずに不履行の場合の罰則規定にこだわる取引先なら、そもそも契約を結ぶ意味が無い」という。しかし、この説明を聞いた幾人かの米国人は「納得がいかない」と首を傾げた。中国系企業(台湾、シンガポール、米国内の華僑等)とはそういう行動様式のギャップを殆ど感じないが、日系企業には特異性を強く感じる場合があり、何故なのか、という質問もあった。

そこで、もっと詳しい説明が必要になってくる。中国や日本の思想史の権威にこの話をしてみたところ、中国語でいう「礼楽」の概念は理想的な社会や人間関係を支える基本原理、或いは理想的な政治の基本思想として考えられているが、それを取り立てて「契約」と結びつける発想は存在しなかったという。これに対し、日本では徳川時代の儒学者が「礼楽」という中国の言葉を紹介した際、それまでの日本に既に存在していた伝統的な商慣習と合致する基本原理として「礼楽」の思想を「契約」の概念の中にもごく自然に受け入れる結果になったのではないかと、このことであった。

つまり、英語の「Contract」も中国語の「契約」も、日本人にとっては外来語であり、日本語でいう「契約」とは語意が異なる。そして、外来語として定着しているカタカナ表示の「コントラクト」は、発音こそ英語に近いが、語意の方は日本語の「契約」として用いられており、混同を生み易くしている。

さらに、筆者が英国に移ってからこの話をしてみたところ、英国人の言語学者やビジネスマンから、その「Contract」の語意は「米語」による定義だとの指摘があった。そして、「米語」ならぬ「英語」の「Contract」の意味はもっと日本語の「契約」に近いのだという。

2001年に遡るが、米国の総合エネルギー会社エンロンが深刻な不正行為の発覚を契機に倒産し、米国社会全体のコーポレート・ガバナンスの問題にまで発展する事件があった。その直後、筆者は英国人会計士の一人から「あれは米国ならではの事件」と説明されて驚いた。米国の法体系が余りにも詳細に「やってはならぬこと」を規定しているため、今度はその「逆利用」を目論む弁護士や会計士が巨大企業に対し、「やってはならぬと書かれてはいない行為」だから「抜け道」として使えるとアドバイス(入れ知恵)することで社会常識とは掛け離れた条文論争になってしまうのだという。

一方、英国の法体系のあり方を単純化すれば、要するに「悪いことをしてはいけない」という基本規定を定めるのみで、細かい規定は書かれていないのだという。そうなると、米国のように「条文にダメと書かれていないからOK」という論理は通用せず、たとえ条文に書かれていなくても世間の「常識」として正当性が認められないと判断されれば罪に問われる。つまり、日本で言う「礼節」に限らず、契約書に書かれていないことであっても守らなければならない規範が存在することになる。

しかし、英国の法体系に見る論理も日本と全く同じわけではない。例えば、日系企業間の契約でよく見られる中途解除の手続き規定が英国では論理矛盾と解釈され、取引先とのトラブルが発生した場合に契約書そのものの法的有効性を否定されてしまうケースがあるという。英国などでは契約を結ぶという行為自体がその期間中の取引継続をコミットすることであるから、中途解除の手続きを規定すること自体が論理的矛盾と解釈されてしまう。

このように、国際取引に従事する企業にとって日常的な契約の内容、解釈、価値観という側面から各国間の類似と相違を見ただけでも、実に奥が深いことに気づかされる。異文化ビジネスというのは、このような文化・認識の違いを理解し、双方の妥協点を探っていくプロセスといっても過言ではない。

当コラム「異文化交流」は今号より不定期のシリーズとして掲載していきます(事務局)